

平成29年第3回奥多摩町議会定例会 会議録

1 平成29年9月5日午前10時00分、第3回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	木村 圭君	第2番	大澤由香里君	第3番	澤本 幹男君
第4番	清水 明君	第5番	小峰 陽一君	第6番	石田 芳英君
第7番	宮野 亨君	第8番	高橋 邦男君	第9番	原島 幸次君
第10番	村木 征一君	第11番	師岡 伸公君	第12番	須崎 眞君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主任 原島 大輔君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	若菜 伸一君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住化対策室長	新島 和貴君	総 務 課 長	井上 永一君
住 民 課 長	原島 滋隆君	福祉保健課長	清水 信行君
観光産業課長	天野 成浩君	地域整備課長	須崎 政博君
会計管理者	加藤 芳幸君	教 育 課 長	原島 政行君
病院事務長	河村 光春君	代表監査委員	滝島 勇一君

平成 29 年第 3 回奥多摩町議会定例会議事日程 [第 1 号]

平成 29 年 9 月 5 日 (火)

午前 10 時 00 分 開会・開議

会 期 平成 29 年 9 月 5 日～9 月 15 日 (11 日間)

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	—	議長定例町議会開会・開議宣告	—
2	—	11 番 師 岡 伸 公 議員 会議録署名議員の指名 1 番 木 村 圭 議員	
3	—	会期の決定について	決定
4	—	議会関係諸報告	—
5	—	町長あいさつ	—
6	議案第 36 号	奥多摩町表彰条例の一部を改正する条例	原案可決
7	議案第 37 号	非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁済に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
8	議案第 38 号	奥多摩町公営住宅使用条例の一部を改正する条例	原案可決
9	議案第 39 号	奥多摩いなか暮らし支援住宅等活用条例の一部を改正する条例	原案可決
10	議案第 40 号	奥多摩町若者定住応援住宅活用条例の一部を改正する条例	原案可決
11	議案第 41 号	奥多摩町文化会館条例の一部を改正する条例	原案可決
12	議案第 42 号	昭和 58 年度における議会の議員の期末手当の割合等の特例に関する条例等を廃止する	原案可決
13	認定第 1 号	平成 28 年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
14	認定第 2 号	平成 28 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
15	認定第 3 号	平成 28 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託

16	認定第4号	平成28年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
日程	議案番号	議案名	結果
17	認定第5号	平成28年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
18	認定第6号	平成28年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
19	認定第7号	平成28年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
20	認定第8号	平成28年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定について	決算特別委員会付託
21	報告第2号	平成28年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告について	—
22	報告第3号	平成28年度決算における奥多摩町資金不足比率の報告について	—
23	報告第4号	奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価（平成28年度分）の報告について	—
24	議案第43号	小丹波（桜久保）地内若者住宅建設工事請負契約について	原案可決
25	議案第44号	自治功労者の決定に同意を求めることについて	原案同意
26	議案第45号	奥多摩町教育委員会委員の任命の同意を求めることについて	原案同意

(午後1時47分 散会)

午前 10 時 00 分開会・開議

○議長（須崎 眞君） これより平成 29 年第 3 回奥多摩町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 2 会議録署名議員の指名を議題とします。

本件につきましては、会議規則第 122 条の規定により議長において指名します。

本定例会の会議録署名議員に、

11 番、師岡 伸公議員、

1 番、木村 圭議員、

を指名します。

次に、日程第 3 会期の決定についてを議題とします。

本件につきましては、去る 8 月 30 日、議会運営委員会が開かれ、本定例会の運営について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、宮野亨議員よりご報告願います。宮野亨議員。

〔議会運営委員長 宮野 亨君 登壇〕

○議会運営委員長（宮野 亨君） 議会運営委員会の報告をいたします。

平成 29 年第 3 回奥多摩町議会定例会の運営について、去る 8 月 30 日、議会運営委員会を開催しましたので、その協議結果を報告します。

初めに、本定例会の会期であります、本日から 9 月 15 日までの 11 日間とすることに決定しました。

次に、会期中の諸日程であります、配付してあります会議予定表をごらんください。

まず上程された議案は全 28 件であります。本日及び明日 9 月 6 日の 2 日間で審議を行います。

なお、本定例会に対しての請願書及び陳情書の受け付けはありませんでしたので、常任委員会の開催はありません。

次に、一般質問であります、本会議 3 日目の 9 月 8 日に行います。通告者は 11 名で、通告順に行いますが、簡潔な質問、応答をされるようお願いいたします。

次に、9 月 12 日及び 13 日の 2 日間で、議長と議会選出監査委員を除く委員 10 名で構成する決算特別委員会を開会し、平成 28 年度の各会計の決算に関する審査を行い、13 日に採決を行います。

次に、9 月 15 日の本会議 4 日目は、本定例会の最終日であり、決算特別委員会に付託し、審査が行われた平成 28 年度全 8 会計の決算について委員長報告及び採決を行います。

次に、本日の審議内容について申し上げます。

配付してあります提出案件一覧及び上程別・採決別一覧表をごらんください。

議案第 36 号から議案第 38 号の一部改正条例につきましては、それぞれ単独上程の上、採決につきましては即決と決定しております。

次の議案第 39 号及び 40 号につきましては、関連がありますので、一括上程の上、採決につきましてはそれぞれ即決で、次の議案第 41 号と次の議案第 42 号につきましてもそれぞれ単独上程、採決につきましてもそれぞれ即決と決定しております。

次に、認定第 1 号から認定第 8 号までの 8 会計の決算認定議案については、一括で上程され、会計管理者から説明終了後、報告第 2 号及び報告第 3 号として一括で平成 28 年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率についての報告があります。

次に、滝島代表監査委員による決算並びに健全化判断比率の審査報告を行っていただきます。

代表監査委員の審査報告終了後、認定第 1 号から認定第 8 号までについては、決算特別委員会に審査を付託することに決定しております。

なお、暫時休憩をとり、正副委員長の互選も行われる予定となっております。

次に、報告第 4 号として奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価についての報告があります。

次に、議案第 43 号の若者住宅建設工事請負契約につきましては、単独上程の即決。なお、契約案件ですので、概要説明に続き、担当課長からの追加説明を受けることと決定しております。

次に、議案第 44 号の自治功労者の決定に同意を求めることにつきましては、単独上程の即決。次の議案第 45 号 教育委員会委員の任命の同意を求めることにつきましては、単独上程の即決とし、採決の方法につきましては無記名投票と決定しております。

本日の審議はこの議案第 45 号をもって終了し、補正予算審議については本会議 2 日目を明日 9 月 6 日に再開し、審議することと決定しております。

本会議 2 日目は、議案第 46 号から議案第 52 号までの平成 29 年度の一般会計を初めとする特別会計補正予算の 7 議案について一括上程とし、採決についてはそれぞれ即決と決定しております。

次に、会期中に町長提出議案及び議員提出議案の追加案件が上程される予定でございます。この追加案件については、議会最終日に議会運営委員会を開催し、取り扱いを審議の上、上程する予定であります。

以上が上程別、採決別取り扱いを含めた議会運営委員会の協議結果であります。本定例会の運営が効率的かつ円滑に進行できますよう、議員各位並びに理事者のご協力をお願いし、議会運営委員会の委員長の報告といたします。

○議長（須崎 眞君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月15日までの11日間とし、議案の上程別及び採決別についてもあわせて委員長の報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月15日まで11日間とすることに決定しました。

なお、本定例会の会議日程につきましては、配付してあります会議予定表のとおり進めたいと思います。ご協力よろしく申し上げます。

また、本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

次に、日程第4 議会関係諸報告であります。議会関係諸報告及び監査委員の例月出納検査報告については、お手元に配付のとおりであります。

次に、閉会中に秋川流域斎場組合議会臨時会及び西秋川衛生組合議会臨時会が開かれておりますので、その概要をまず秋川流域斎場組合議会議員、高橋邦男議員より報告願います。高橋邦男議員。

〔8番 高橋 邦男君 登壇〕

○8番（高橋 邦男君） 平成29年第1回秋川流域斎場組合議会臨時会の報告をいたします。

去る8月3日午後2時から西秋川衛生組合会議室において第1回臨時会が開かれ、町からは河村町長、小峰議員と私、高橋と原島住民課長が出席しました。

開会前にあきる野市及び檜原村議会においては組合議会議員の改選が行われ、最初の議会となることの説明があり、全員の自己紹介が行われた後、開会となり、議席の指定、会議録署名議員の指名、1日の会期が決定されました。

次に、諸般の報告では、管理者から本斎場も供用開始から17年目を迎え、順調に稼働し、平成28年度の施設利用状況は、火葬では全体で1,412件、前年対比82件の増となり、うち組合内の利用は1,317件で全体の93.3%となっていること。斎場の利用状況では476件と全体で対前年比47件の増となり、うち組合内の利用は455件、95.6%となっているとの報告がありました。

ちなみに奥多摩町の利用状況ですが、火葬が 169 件、前年比プラス 7 件、斎場については 49 件、前年比やはりプラス 7 件というふうになっています。

また、工事関係では平成 29 年度は長期修繕計画に沿って空調設備等の更新工事を予定していること、平成 30 年度は火葬炉の増設を予定しているとの説明がありました。

次に、秋川斎場組合議会副議長の選挙では、議長による指名推薦で檜原村の清水兵庫議員が異議なく承認されました。

次に、3 件の専決処分の報告及び承認を求めることについて審議され、1 つ目は、秋川流域斎場組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、管理者から提案説明の後、質疑では再任用職員対象者及び規則への委任事項並びに勤務時間について質問があり、答弁の後、採決した結果、賛成多数で承認されました。

次に、秋川流域斎場組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、管理者から提案説明の後、質疑では養育里親の内容及び本制度のこれまでの実績について質問があり、答弁の後、採決した結果、賛成多数で承認されました。

最後に、秋川流域斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、管理者から提案説明の後、質疑では、評価基準の適用期間及び影響額に関する考え方について質問があり、答弁の後、採決した結果、賛成多数で承認され、第 1 回臨時会を閉会しました。

以上で、平成 29 年第 1 回秋川流域斎場組合議会臨時会の報告を終わります。

○議長（須崎 眞君） 以上で、秋川流域斎場組合議会臨時会の報告は終わりました。

次に、西秋川衛生組合議会議員、原島幸次議員よりご報告願います。原島幸次議員。

〔9 番 原島 幸次君 登壇〕

○9 番（原島 幸次君） 平成 29 年第 1 回西秋川衛生組合議会臨時会の報告をいたします。

去る 8 月 3 日午後 3 時から西秋川衛生組合会議室において第 1 回臨時会が開かれ、町からは河村町長、宮野議員、私、原島と原島住民課長が出席いたしました。

開会前に、あきる野市と檜原村においては組合議会議員の改選が行われ、最初の議会となること、議長が空席となっていることから、議長が選挙されるまでの間、法の規定により副議長が議長の職務を行うことから、私、原島が議長席に登壇し、出席議員は 12 名で定足数に達していることの説明の後、開会を宣言いたしました。

議席の指定、会議録署名議員の指名、1 日の会期の決定の後、諸般の報告では、檜原村村議会議員から平成 29 年 5 月 10 日付で当組合議会議員の辞職願が提出され、許可した旨

報告した後、管理者から議案提出理由の説明及び近況報告がありました。

次に、議長の選挙では指名推選とし、あきる野市の田中千代子議員を推薦し、質疑もなく、採決した結果、賛成多数で同意され、当選され、田中新議長の挨拶の後、議事が再開されました。

次に、専決処分した西秋川衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認については、管理者から提案説明があり、事務局長から内容の説明の後、質疑もなく、採決した結果、承認されました。

次に、同じく専決処分した西秋川衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認については、管理者からの提案説明、事務局長から内容説明の後、質疑もなく、採決した結果、承認されました。

次に、同じく専決処分した西秋川衛生組合一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認については、管理者から提案説明、事務局長から内容説明の後、質疑では、扶養手当の減額の理由及び対象者数についての質問があり、答弁の後、採決の結果、承認されました。

次に、西秋川衛生組合監査委員の選任については、監査委員の中村賢次氏が平成 29 年 4 月 30 日をもって任期満了となったので、その後任に檜原村 516 番地 1 号、山口和彦氏を選任したいとの提案があり、質疑もなく、採決した結果、賛成多数で同意されました。

以上で、平成 29 年第 1 回西秋川衛生組合議会臨時会の報告を終わります。

○議長（須崎 眞君） 以上で、西秋川衛生組合議会臨時会の報告は終わりました。

次に、本定例会の開会に当たり町長より挨拶があります。河村文夫町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） おはようございます。本日、平成 29 年第 3 回奥多摩町議会定例会を招集させていただきました。

開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

初めに、奥多摩町は、昭和 30 年に氷川町、古里村、小河内村の 1 町 2 村の合併により誕生して以来、観光立町を標榜し、観光の町として多くの方々に親しまれてまいりました。

町への観光客は、近年の登山ブームによる登山者や外国人旅行者によりその増加が見てとれるところでありますが、昨年 16 番目の国民の祝日として制定された山の日により、新たに 8 月 11 日が休日になったことは、面積の 94%を森林に覆われ、百名山の 1 つである雲取山を有する自然豊かな奥多摩町にとって、さらに多くの観光客に訪れていただくきっかけになるものと考えております。

本年は西暦 2017 年であり、雲取山の標高 2,017 メートルと同数の記念すべき年に当ることから、去る 8 月 20 日にこの標高年を祝した記念イベントとして 2017 雲取山記念講演を奥多摩文化会館において開催をいたしました。

記念講演として、元青梅警察署山岳救助隊副隊長として長年奥多摩交番に勤務された金邦夫氏、町内在住で、国内外から世界屈指のクライマーとの評価を受けている山野井泰史氏を迎えた講演会を、また、株式会社山と溪谷社ヤマケイ登山総合研究所所長である久保田賢次氏をコーディネーターに、講演をいただいた金氏、山野井氏のほか、奥多摩の山を熟知されている東京都レンジャーの滝澤憲久氏、日本山岳会東京多摩支部幹事の石井秀典氏の両名を加えた 5 名によるパネルディスカッションを行いました。町内外から 400 名の方々にご来場いただき、講演会場である文化会館 2 階の視聴覚室のほか、同館 1 階の多目的ホールにパブリックビューイングを臨時開設し、盛大に開催することができました。

雲取山は山梨県にまたがることから、山梨県丹波山村と連携し、奥多摩小屋やもえぎの湯を初めとした 6 施設や今講演会を含む 2 つのイベントに参加することによるスタンプラリーを 7 月 15 日から実施しており、これらのイベントにより、これまで以上に当町のへ来訪が増えることを期待しております。

また、これまで各所からご意見をいただいております観光トイレにつきましては、整備・維持管理指針に基づき、昨年度から計画的に改修等を進めておりますが、これらの施設整備に加えて、今年度 4 月から奥多摩総合開発株式会社に委託し、清掃作業を専門に行うクリーンキーパーによる観光用公衆トイレの清掃を開始いたしました。町内 41 カ所の観光用公衆トイレを専用の軽自動車で巡回し、毎日清掃作業を実施しております。2020 年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、日本一観光用公衆トイレがきれいなまちを目指し、引き続き推進してまいりたいと考えております。

次に、9 月 3 日に災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法及び奥多摩町地域防災計画に基づき、町、奥多摩消防署、奥多摩町消防団、青梅警察署、地域住民が連携し、第 41 回奥多摩町総合防災訓練を実施いたしました。

町及び防災関係機関、住民等が一体となって防災訓練を行うことにより、機関相互の協力体制の緊密化と防災計画の運用習熟化を図り、あわせて住民の防災行動力と防災意識の向上を図ることを目的としており、町は災害対策本部設置運営訓練、各自治会は状況に応じ、出火防止訓練、避難参集訓練、応急手当訓練、炊き出し訓練等の大地震の発生を想定した訓練を行いました。

また、日原自治会においては、9 月 4 日に消防署職員、消防団員、地域住民の参加によ

り出火防止訓練、初期消火訓練、AEDを用いた応急救護訓練等を実施したほか、小河内地区の原、川野、留浦、峰谷の4自治会につきましては、10月13日に町、自治会、東京都水道局、消防署等が連携して行う孤立地域発生対応合同訓練を予定しております。

これに先立つ8月には災害時非常持ち出し袋を全世帯に配布をいたしました。この災害時非常持ち出し袋は、いつ発生するかわからない自然災害に備えるため、救急セットやランタン兼懐中電灯などの11品目をリュックサックに詰めたものであります。これらの11品目は災害に対する備えの一部でありますので、ご家庭の事情により合った備蓄品を追加いただき、より有用な非常時の備えとして活用していただくよう考えております。今回の防災訓練に当たりましても、非常持ち出し袋を持って訓練に多くの人たちに参加をいただきました。

次に、今定例会に提案いたします議案等につきまして申し上げます。

議案第36号 奥多摩町表彰条例の一部を改正する条例は、町農業委員会が農業推進協議会へ平成28年4月に移行したことに伴い、農業委員会委員を自治表彰の対象から削除し、農業推進協議会委員は対象外とするための規定を整備するものであります。

議案第37号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、特定空家等認定審査会の新設に伴い、特定空家等認定審査会委員の報酬について規定を整備するものであります。

議案第38号 奥多摩町公営住宅使用条例の一部を改正する条例は、公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則の改正並びに子育て世帯に対する支援の拡大のため、規定を整備するものであります。

議案第39号 奥多摩町いなか暮らし支援住宅等活用条例の一部を改正する条例及び議案第40号 奥多摩町若者定住応援住宅活用条例の一部を改正する条例は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員の排除を行えるようにするため、規定を整備するものであります。

議案第41号 奥多摩町文化会館条例の一部を改正する条例は、奥多摩町文化会館を町民がより使いやすい施設とするため、利用時間と料金についての規定を整備するものであります。

議案第42号 昭和58年度における議会の議員の期末手当の割合等の特例に関する条例等を廃止する条例は、町例規集を整理するため、適用年度を限定した期末手当の割合等を規定した議会議員及び一般職の期末手当の割合等の特例条例16本を一括して廃止するものであります。

次に、認定第1号から認定第8号までにつきましては、平成28年度奥多摩町一般会計を初め、特別会計、企業会計の計8会計の歳入歳出決算の認定をいただく案件でございます。

次に、報告2号及び第3号の2件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、平成28年度決算における奥多摩町健全化判断比率と奥多摩町資金不足比率について算定基礎事項を記載した書類とともに、監査委員に審査をいただきましたので、その意見を付して議会に報告するものであります。

報告第4号 奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の報告については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により報告するものであります。

次に、議案第43号 小丹波（桜久保）地内若者住宅建設工事請負契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、その契約について議会の議決をいただくものであります。

議案第44号 自治功労者の決定に同意を求めることについては、自治功労者として、議長を務めた鈴木賢一氏、清水典子氏を表彰することについて、奥多摩町表彰条例の規定に基づき議会の同意を得るものでございます。

議案第45号 奥多摩町教育委員会委員の任命の同意を求めることについては、平成29年9月30日をもって満了となる教育委員、三富隆行氏の後任として、再び同氏を任命するため、議会の同意を得るものでございます。

議案第46号から議案第52号までにつきましては、現在執行しております平成29年度奥多摩町一般会計及び特別会計の7会計の補正予算であります。

以上、条例の新設・一部改正・廃止議案が7件、決算認定が8件、報告案件が3件、補正予算案件が7件、その他議会の議決を得る案件3件の計28件であります。

また、今議会会期中の追加案件として、青目立不動尊休み処の指定管理者の指定についてを予定しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

これら議案の具体的内容につきましては、副町長を初め、所管の課長から説明をさせていただきますが、いずれの議案につきましても町の事務事業を執行していく上で必要不可欠でありますので、ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、若者定住化対策の新たな取り組みとして、フラット35子育て支援型を行うため、独立行政法人住宅金融支援機構と相互協力に関する協定を7月24日に締結し、この8月から開始をいたしました。フラット35子育て支援型は、子育て支援に積極的な地

方公共団体と同機構が連携し、住宅取得に対する補助金交付などの地方公共団体による財政支援に加え、金融機関からのフラット 35 の借入金利を一定期間引き下げる制度で、都内では初めての協定締結となりました。

また、今年度においては、町営若者住宅を小丹波桜久保及び大丹波南平の 2 カ所で整備中であり、既に入居者の募集を行っております。これらの取り組みにより、だれもが住みたい、住み続けたいまちを実現すべく、第 5 期奥多摩町長期総合計画、また、重点的に推進しております奥多摩創造プロジェクトを職員一丸となって全力で邁進する所存でありますので、議員の皆様方のご指導、ご協力をお願い申し上げます、平成 29 年第 3 回奥多摩町議会定例会の開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

○議長（須崎 眞君） 以上で、町長の挨拶は終わりました。

これより議案審議に入ります。

日程第 6 議案第 36 号 奥多摩町表彰条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 井上 永一君 登壇〕

○総務課長（井上 永一君） 議案第 36 号 奥多摩町表彰条例の一部を改正する条例につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

提案理由でございますが、自治表彰の対象について、農業委員会の廃止に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

今回の改正につきましては、自治表彰の被表彰対象者の対象でありました町農業委員会が廃止となったことから、自治表彰の被表彰対象者となる委員から除くものでございます。

なお、これまで農業委員会委員として在職した方の在職期間につきましては、自治表彰の対象となる在職年数として残し、他の委員との在職年数の合計が通算 20 年となった場合には表彰の対象とするものでございます。

それでは、改正内容のご説明をいたします。条例改め文もございますが、新旧対照表でのご説明いたします。新旧対照表の 1 ページをごらんください。

自治表彰の対象について定めております第 4 条第 4 号中「、農業委員会」を削るものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、改正前の第 4 条第 4 号に規定しておりました農業委員であった者の在職年数は、同条第 6 号に規定しております 2 以上の職に在職した場合の在職年数に通算できるものとするものでございます。

以上で、議案第 36 号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 36 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 36 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 36 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 6 議案第 36 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第 36 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 7 議案第 37 号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 井上 永一君 登壇〕

○総務課長（井上 永一君） 議案第 37 号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

提案理由でございますが、特定空家等認定審査会委員の報酬について規定を整備する必要があるためでございます。

この特定空家等認定審査会委員は、平成 29 年第 1 回定例会でご決定いただきました奥多摩町空家等対策基本条例で規定しておりますが、特定空家等を認定する場合、特定空家等の所有者に対し、除去、修繕、立木伐採など、生活環境の保全を図る措置の勧告をする場合、行政代執行をする場合などにあらかじめ意見を聞くために設置したもので、この委員の報酬について規定を定めるものでございます。

なお、この委員には専門的な知識を要する観点から、弁護士、一級建築士のほか、警察署、消防署、民生委員、自治会長、教育関係者などに委嘱をしたいと考えております。

それでは、改正内容のご説明をいたします。条例改め文もございますが、新旧対照表で

ご説明いたします。新旧対照表の2ページをごらんください。

情報公開審査委員の項の次に特定空家等認定審査会会長 7,000 円及び同委員 6,500 円を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第 37 号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 37 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 37 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 37 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 7 議案第 37 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第 37 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 8 議案第 38 号 奥多摩町公営住宅使用条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。地域整備課長。

〔地域整備課長 須崎 政博君 登壇〕

○地域整備課長（須崎 政博君） それでは、議案第 38 号 奥多摩町公営住宅使用条例の一部を改正する条例につきまして提案理由及び内容についてご説明いたします。

提案の理由でございますが、公営住宅法施行令（昭和 26 年政令第 240 号）及び公営住宅法施行規則（昭和 26 年建設省令第 19 号）の改正並びに子育て世帯に対する支援の拡大のため、規定を整備する必要があるためでございます。

内容でございますが、公営住宅の新規入居者の適格な供給に向けた事業の一環として、子育て世帯へ支援拡大に向け、公営住宅において現在小学校就学前の子どもがいる世帯が対象となっている入居要件の緩和について、供給を重要課題として対象となる子どもの年

齢の引き上げを行うための条例改正でございます。

条例の改め文もございますが、新旧対照表にてご説明いたします。新旧対照表の3ページをごらんください。

奥多摩町公営住宅使用条例（平成9年条例第16号）の一部を次のように改正するものでございます。

第6条第4項中第4号中の下線部分を「小学校就学の始期に達するまでの者」を「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改めるものでございます。

次に、第10条第1項及び第3項中の下線部分の「第15条第1項」を「第16条第1項」に改めるものでございます。

次に、第16条第1項中の下線部分の「第10条」を「第11条」に改めるものでございます。

次に、第17条第1項中の下線部分の「第11条」を「第12条」に改めるものでございます。

次に、4ページをごらんください。第26条第2項中の下線部分の「第15条第1項」を「第16条第1項」に改めるものでございます。

次に、第27条第1項中の下線部分の「第24条」を「第24条第1項」に改め、「（以下「高額所得者」という。）に対しては、」の次に「第24条第1項の通知と併せて」を加えるものでございます。

附則といたしましては、この条例の施行期日については公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第38号の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（須崎 眞君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第38号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第38号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第38号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 8 議案第 38 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須崎 眞君) 起立多数であります。よって、議案第 38 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 9 議案第 39 号 奥多摩町いなか暮らし支援住宅等活用条例の一部を改正する条例、日程第 10 議案第 40 号 奥多摩町若者定住応援住宅活用条例の一部を改正する条例、以上 2 件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。若者定住化対策室長。

[若者定住化対策室長 新島 和貴君 登壇]

○若者定住化対策室長(新島 和貴君) 議案第 39 号 奥多摩町いなか暮らし支援住宅等活用条例の一部を改正する条例及び議案第 40 号 奥多摩町若者定住応援住宅活用条例の一部を改正する条例につきましては関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、いずれの条例も暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員の排除を行えるようにするため、規定を整備する必要があるためでございます。

初めに、議案第 39 号についてご説明申し上げます。条例の改め文もでございますが、新旧対照表の 5 ページをお開きください。

第 9 条に新たに許可事項を追加し、新たに同居させようとする者が暴力団員であるときは許可をしないという規定などを追加するものでございます。

次に、第 14 条は、第 9 条を追加したことによる条ずれを改めるもので、内容等の変更はございません。

次に、第 16 条 入居の決定等に関する意見聴取については、申し込み者の資格第 4 条第 7 号及び許可事項第 9 条第 2 項に該当する暴力団員からの有無について警視総監へ意見を聞くために規定を追加するものでございます。

次に、第 17 条 町長への意見は、警視総監が申し込み者の資格第 4 条第 7 号及び許可事項第 9 条第 2 項に該当する暴力団員かの有無について、町長に対し、意見を述べるために規定を追加するものでございます。

次のページをごらんください。第 18 条は、条文を追加したことによる条ずれを改めるもので、内容の変更はございません。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

次に、議案第 40 号についてご説明申し上げます。同様に新旧対照表にてご説明申し上げます。7 ページをお開きください。

第 9 条に新たに許可事項を追加し、新たに同居させようとする者が暴力団員であるときは許可をしないという規定などを追加するものです。

次に、第 15 条は、条文を追加したことによる条ずれを改めるもので、内容の変更等はありません。

次に、第 17 条 入居の決定等に関する意見聴取については、申し込み者の資格第 5 条第 7 号及び許可事項第 9 条第 2 項に該当する暴力団員かの有無について警視総監へ意見を聞くために規定を追加するものです。

次に、第 18 条 町長への意見は、警視総監が申し込み者の資格第 5 条第 7 号及び許可事項第 9 条第 2 項に該当する暴力団員かの有無について町長に対し、意見を述べるために規定を追加するものでございます。

次のページをごらんください。第 19 条は、条文を追加したことによる条ずれを改めるもので、内容等の変更はありません。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第 39 号 奥多摩町いなか暮らし支援住宅等活用条例の一部を改正する条例及び議案第 40 号 奥多摩町若者定住応援住宅活用条例の一部を改正する条例の提案説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしく申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 39 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 39 号の質疑を終結します。

次に、議案第 40 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 40 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 39 号及び議案第 40 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第9 議案第39号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須崎 眞君) 起立多数であります。

よって、議案第39号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第10 議案第40号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須崎 眞君) 起立多数であります。

よって、議案第40号については原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議の途中であります。ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) ご異議なしと認めます。よって、午前11時15分から再開とします。

午前10時56分 休憩

午前11時13分 再開

○議長(須崎 眞君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第11 議案第41号 奥多摩町文化会館条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。教育課長。

[教育課長 原島 政行君 登壇]

○教育課長(原島 政行君) 議案第41号 奥多摩町文化会館条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明を申し上げます。

提案理由でございますが、奥多摩文化会館を町民がより使いやすい施設とするため、規定を整備する必要があるためでございます。

奥多摩文化会館の施設は、会議室、和室、美術工芸室、多目的ホール、視聴覚室がありまして、その使用料につきまして、現在は、会議室、和室、美術工芸室が1回3時間で500円、多目的ホール、視聴覚室が1回3時間以内で3,000円を徴収をしているところがございます。これを町内在住・在勤者とその他の者で差別化を図り、町民がより使いやすい施設とするよう規定を整備するものでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表でご説明をいたします。新旧対照表9ページをごらんください。

第7条と第10条につきましては、文言整理でございます。

次に、別表の改正でございますが、使用時間は1回3時間から1時間単位に改めるものでございます。使用料につきましては、会議室、和室、美術工芸室は1回3時間につき500円を町内在住・在勤者は1時間当たり100円、その他の者は1時間当たり200円に、多目的ホール、視聴覚室は1回3時間につき3,000円を町内在住・在勤者は1時間当たり500円、その他の者は1時間当たり1,000円に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成29年10月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第41号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第41号の質疑を行います。質疑はありますか。11番、師岡議員。

○11番（師岡 伸公君） 11番、師岡です。

質疑というよりも、非常に町民の立場に立った改正であるというふうに思います。私は感謝いたします。

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第41号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第41号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第11 議案第41号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第41号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第12 議案第42号 昭和58年度における議会の議員の期末手当の割合等の特例に関する条例等を廃止する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 井上 永一君 登壇〕

○総務課長（井上 永一君） 議案第42号 昭和58年度における議会の議員の期末手当の割合等の特例に関する条例等を廃止する条例につきまして提案理由のご説明を申し上げ

ます。

提案理由でございますが、町例規集を整理するため、適用年度を限定した期末手当の割合等の特例条例を廃止する必要があるためでございます。

議案書をおめくりいただきまして、次のページをごらんください。ここに記載されております 16 本の条例を今回廃止しようとするものでございます。これらの条例につきましては、それぞれ期末手当の割合等を改めるためにご決定をいただいたものですが、条例本文の一部改正をする手法をとらず、別途その年度に支給する期末手当の割合を定めたものでございます。

これらの条例は時限立法ではないため、期間が経過した後に自動的に廃止されるものではなく、廃止条例の取組をとる必要がございましたが、ここまでその取組をとらずにいたことにより例規集に登載されておりましたので、ここで廃止の取組をとるため上程させていただきます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第 42 号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 42 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 42 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 42 号について討論を省略し、採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 12 議案第 42 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第 42 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 13 認定第 1 号 平成 28 年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第 14 認定第 2 号 平成 28 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 15 認定第 3 号 平成 28 年度奥多摩町山のふるさと村

管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 16 認定第 4 号 平成 28 年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 17 認定第 5 号 平成 28 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 18 認定第 6 号 平成 28 年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 19 認定第 7 号 平成 28 年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 20 認定第 8 号 平成 28 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定について、以上 8 件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。会計管理者。

〔会計管理者 加藤 芳幸君 登壇〕

○会計管理者（加藤 芳幸君） それでは、認定第 1 号から認定第 8 号までの平成 28 年度一般会計歳入歳出決算を初めとする特別会計、企業会計の決算につきまして、地方自治法並びに地方公営企業法の規定に基づき、議会の認定に付すべく、その提案のご説明を申し上げます。

なお、本件につきましては、議会運営委員長からの報告がありましており、決算特別委員会を設置し、審査を付託することとなりましたので、一般会計、特別会計、企業会計の順に概要のご説明を申し上げます。

初めに、認定第 1 号 平成 28 年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。決算書の 3 ページをお開き願います。

まず歳入でございますが、歳入の収入済額の合計は、3 ページの表の一番下の行にございます 65 億 1,385 万 8,599 円で、対前年度比 9,734 万 2,284 円、1.5%の減となりました。

その主な要因は、町の大きな財源の 1 つとなっております地方交付税の増額、国、東京都支出金等の増額はありますが、町税の減、利子割交付金を初めとする税連動交付金の減、分譲地売り払いの皆減による財産収入の減、はとのす荘建設工事に伴う基金繰入金の減額がございまして、全体では前年度に比べて減額となりました。

また、収入未済額につきましては、町税ほか 598 万 8,809 円で、対前年度比 64 万 8,956 円、9.8%の減となりました。

なお、地方税法第 18 条により 61 万 1,892 円の不納欠損処分を行いました。詳細につきましては事務報告書の 124 ページをごらんいただきたいと思います。

次に、4 ページからは歳出でございますが、6 ページをお開きください。

歳出の収入済額の合計は、6 ページの表の一番下の行にあります 62 億 9,624 万 4,013 円で、対前年度比 8,783 万 3,280 円、1.4%の減となりました。

その主な要因は、総務管理費が基金積立額、電子計算開発費、バス路線維持対策費及び選挙管理費等が増額、民生費で臨時福祉給付金事業及び保育所措置費等の増額、農林水産費で内水面漁業環境活用施設整備事業費、ワサビ田調査事業費、特産物加工体験施設改修工事費等が増額となっておりますが、秋川流域斎場組合施設整備負担金の皆減、クリーンセンター煙突解体工事の皆減を含む衛生費の減、町制施行 60 周年記念事業での町民宿泊補助事業、プレミアム商品券発行事業の皆減、はとのす荘整備事業費の皆減を含む商工費の減、奥多摩処理区下水道整備事業の完了に伴う繰出金の減、若者住宅建設事業費の減を含む土木費、その他、教育費、公債費等が減額となりまして、全体では前年度に比べて減額となりました。その結果、歳入歳出差引残高は 2 億 1,761 万 4,586 円となります。

なお、平成 28 年度に執行した個々の事業につきましては、事務報告書に詳細が載っておりますので、後ほどご参照をいただきたいと思います。

次に、125 ページをお開きください。実質収支に関する調書でございますが、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源がありませんので、歳入歳出差引額の 2 億 1,761 万 5,000 円が実質収支額となりました。

備考欄にも記載しておりますが、前ページ 124 ページの翌年度繰越額 42 万 8,000 円となっておりますが、これにつきましては未収入特定財源でありますので、本調書 4 の翌年度へ繰り越すべき財源は 0 円となっております。

なお、126 ページ以降の財産に関する調書につきましては後ほどご参照をいただきたいと思います。

次に、認定第 2 号 平成 28 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

奥多摩都民の森は、山村の生活体験や登山、自然体験及び森林作業体験など都民が自然と触れ合う場の拠点として平成 5 年にオープンしました。東京都の施設でありまして、平成 18 年度から指定管理者として運営を行っております。

決算書の 1 ページをお開き願います。歳入の収入済額の合計は 7,549 万 8,923 円で、対前年度比 66 万 498 円、0.9%の増となりました。

2 ページをごらんください。歳出の支出済額の合計は 7,147 万 8,992 円で、対前年度比 126 万 8,297 円、1.7%の減となりました。

次に、9 ページの実質収支に関する調書をお開き願います。歳入歳出差引額から翌年度に繰り越し繰り越すべき財源がありませんので、歳入歳出差引額の 401 万 9,931 円が実質収支額となりました。

次に、認定第3号 平成28年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

山のふるさと村は、都民の健全なレクリエーション需要に対処するため、自然利用の拠点として奥多摩湖畔に施設を整備し、東京都内に残存する貴重な自然を広く都民に親しんでもらうことを目的に、平成6年度に全面オープンした東京都の施設であります。平成18年度より指定管理者として運営を行っております。

決算書の13ページをお開き願います。歳入の収入済額の合計は1億6,431万6,144円で、対前年度比257万3,301円、1.5%の減となりました。

14ページをごらんください。歳出の支出済額の合計は1億6,087万2,429円で、対前年度比326万8,344円、2.0%の減となりました。

次に、21ページの実質収支に関する調書をお開き願います。歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、歳入歳出差引額の344万3,715円が実質収支額となりました。

次に、認定第4号 平成28年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

国民健康保険事業の運営は、加入者の高齢化、医療技術の高度化に伴う医療費の増加等依然厳しい状況にあり、安定した事業運営を行うためには適正な課税、徴収による収入の確保はもとより、特定検診などの受診率の向上と保健事業の拡充により疾病の予防を図り、医療費の抑制に努める必要があります。

決算書の1ページ、2ページをお開きください。歳入の収入済額の合計は2ページの表の一番下の行にあります8億8,057万8,208円で、対前年度比71万5,525円、0.1%の増となりました。収入未済額は415万9,880円で、対前年度比178万2,414円、30.0%の減となり、不納欠損額は63万9,664円で、対前年度比21万6,564円、51.2%の増となりました。

次に、3ページ、4ページをお開きください。歳出の支出済額の合計は4ページの表の一番下の行にあります8億7,778万1,183円で、対前年度比716万2,264円、0.8%の増となりました。

次に、24ページの実質収支に関する調書をお開き願います。歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、歳入歳出差引額の279万7,025円が実質収支額となりました。

なお、財産に関する調書につきましては25ページをご参照いただきたいと思います。

次に、認定第5号 平成28年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

後期高齢者医療事業は、老人医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい制度とするため、老人保険制度にかわる新しい制度として平成20年4月に創設されましたが、平成27年1月の医療保険制度改革骨子において制度創設後の激変緩和策として国費により行っていた特例的な保険料軽減措置について段階的に縮小し、低所得者に配慮しつつ、平成29年度から原則として本則に戻すこととされております。

決算書の27ページをお開き願います。歳入の収入済額の合計は2億30万1,493円で、対前年度比793万3,595円、4.1%の増となりました。収入未済額につきましては154万3,200円で、対前年度比45万8,900円、42.3%の増となりました。不納欠損額は36万4,200円で、対前年度比50万4,000円、58.1%の減となりました。

次に、28ページ、歳出でございますが、歳出の支出済額の合計は1億9,632万1,939円で、対前年度比725万5,588円、3.8%の増となりました。

次に、36ページの実質収支に関する調書をお開き願います。歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、歳入歳出差引額397万9,554円が実質収支額となりました。

次に、認定第6号 平成28年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

介護保険事業は、第6期介護保険事業計画に基づく3年間の事業運営期間の2年目であり、事業運営期間の当初、平成27年度に介護保険法関係の大幅な改正があったところで

す。決算書の39ページ、40ページをお開き願います。歳入の収入済額の合計は40ページ表の一番下の行にあります7億8,529万1,580円で、対前年度比3,942万4,784円、4.8%の減となりました。

収入未済額につきましては210万1,800円で、対前年度比5万3,600円、2.5%の減となりました。

なお、不納欠損額は86万2,100円で、対前年度比8万5,300円、9.0%の減となりました。

次に、41ページ、42ページをお開きください。歳出の支出済額の合計は42ページ、表の一番下の行にあります7億7,661万8,061円で、対前年度比2,183万4,769円、2.7%

の減となりました。

次に、58 ページの実質収支に関する調書をお開き願います。歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、歳入歳出差引額 867 万 3,519 円が実質収支額となりました。

なお、財産に関する調書につきましては 59 ページをご参照いただきたいと思います。

次に、認定第 7 号 平成 28 年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

平成 11 年 7 月全面供用開始となりました小河内処理区の平成 29 年 3 月末現在での水洗化率は 99.5%、奥多摩処理区につきましては 29 年 3 月末現在での水洗化率は 73.3%となりました。奥多摩町全体の普及率につきましては 74.5%となっております。

決算書の 1 ページをお開きください。歳入の収入済額の合計は 4 億 6,653 万 6,334 円で、対前年度比 9 億 8,329 万 9,688 円、67.8%の減となりました。収入未済額はありませんでした。不納欠損額はありませんでした、対前年度比 1,176 円の皆減となっております。

次に、2 ページ、歳出でございますが、歳出の支出済額の合計は 4 億 6,653 万 4,838 円で、対前年度比 9 億 8,329 万 9,710 円、67.8%の減となりました。この減額の主な要因は、奥多摩処理区下水道管渠建設工事の完了に伴う事業費の減によるものでございます。

次に、12 ページの実質収支に関する調書をお開き願います。歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源がございませんので、歳入歳出差引額の 1,496 円が実質収支額となりました。

次に、認定第 8 号 平成 28 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定についてご説明申し上げます。決算書の 1 ページ、2 ページをお開きください。

収益的収入及び支出でございますが、収入決算額は 2 ページ上段の表の一番上、4 億 8,483 万 5,675 円、支出決算額は下段の表の一番上、4 億 5,102 万 3,008 円で、収支差引額 3,381 万 2,667 円が単年度収支として黒字となっております。

医業費用に対する医業収益の割合は 66.1%で、前年度の 58.5%と比較し、7.6%の増となりました。

次に、3 ページ、4 ページをお開き願います。資本的収入及び支出でございますが、収入決算額は 4 ページ上段の表の一番上、2,111 万 2,000 円、支出決算額は下段の表の一番上、4,341 万 6,598 円で、収支差引額は 2,230 万 4,598 円の不足となりました。この不足額につきましては、過年度損益勘定留保資金で補填をいたしました。この資本的支出は下水道供用開始に伴う排水設備等接続工事及びエックス線画像診断システムの更新などでご

ございます。

なお、業務内容等詳細につきましては決算書の 21 ページ以降及び事務報告書に詳しく記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上、認定第 1 号から認定第 8 号までの決算につきまして提案のご説明をさせていただきましたが、決算認定の意義につきましては申し上げることもございませんが、歳入歳出予算の執行結果を総合的に確認し、今後の予算編成や財政運営に生かしていくという大切な意義がございますので、慎重なご審議をいただきまして、ご認定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。

○議長（須崎 眞君） 以上で、説明は終わりました。

次に、日程第 21 報告第 2 号 平成 28 年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告について、日程第 22 報告第 3 号 平成 28 年度決算における奥多摩町資金不足比率の報告について、以上 2 件を関連がありますので、一括して報告をお願いします。企画財政課長。

〔企画財政課長 山宮 忠仁君 登壇〕

○企画財政課長（山宮 忠仁君） それでは、報告第 2 号 平成 28 年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告について及び報告第 3 号 平成 28 年度決算における奥多摩町資金不足比率の報告についてのご説明をさせていただきます。

なお、本日お手元には奥多摩町健全化判断比率の推移といたしまして、附属資料を配付させていただいております。後ほど使用させていただきますので、よろしくようお願い申し上げます。

初めに、報告第 2 号 平成 28 年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告についてご説明させていただきます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づきご報告するものでございます。

この健全化法におきましては、地方公共団体の財政状況を客観的にあらわし、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するために 4 つの財政指標を設け、これを健全化判断比率として定めております。

1 枚おめくりいただきまして、平成 28 年度決算における奥多摩町健全化判断比率報告書をごらんください。

最初に実質赤字比率でございます。これは地方公共団体の最も主要な会計である一般会計等に生じている赤字の大きさをその地方公共団体の財政規模に対する割合であらわした

ものです。町の場合は一般会計と都民の森及び山のふるさと村の管理運営事業特別会計の3会計が対象であり、この3会計合計の実質収支額を標準財政規模で除したものが実質赤字比率となります。

平成28年度決算におきまして分子となる3会計合計の実質収支額は2億2,507万9,000円で、分母となる標準財政規模は25億8,767万8,000円でありました。通常の計算であれば符合がプラスの8.69%となりますが、健全化判断比率では赤字や負債の状況を浮き彫りにする必要があるため、赤字の場合をプラスの数値表示とし、黒字の場合はマイナスの計算結果とします。したがって、町の場合は黒字決算であるため、マイナスの8.69%という計算結果となります。ただし、規定によりまして報告書における表示では赤字はないという意味で数値ではなく、横棒のバー表示としております。このため当該記載欄につきまして、町では赤字ではなく、黒字のためバー表示となっております。

次に、連結実質赤字比率でございます。これは一般会計等に加え、公立病院や下水道など、公営企業を含む地方公共団体の全会計に生じている赤字の大きさを財政規模に対する割合であらわしたものです。町の場合は全8会計となります。

分子は最初に説明しました一般会計等3会計合計の実質収支額2億2,507万9,000円に国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の特別会計の実質収支額1,545万円と病院事業及び下水道事業の企業会計の剰余額2億3,196万4,000円を合算した4億7,249万3,000円となります。これを分母となる標準財政規模25億8,767万8,000円で除しますと18.25%となりますが、分子がいずれも黒字決算のため、先ほど説明しましたように、マイナスの18.25%という計算結果となります。ただし、規定により当該記載欄につきましては、町では赤字ではなく、黒字のためバー表示となっております。

次に、実質公債費比率でございます。これは地方公共団体の借入金の返済額の大きさをその地方公共団体の財政規模に対する割合であらわしたものです。この返済額には一般会計等での公債費元利償還金のほかに下水道事業など、特別会計への繰出金のうち、地方債の償還に充てた経費なども含まれております。

平成28年度の単年度比率は4.8%ですが、報告書では当該年度までの3カ年平均の比率を記載することとなっているため、5.4%と記載しております。また、新たな建設事業債等を行っていないことから、前年度比較では0.3ポイントの減少となっており、改善された数値となっております。

次に、将来負担比率でございます。これは地方公共団体の借入金や現在抱えている負債並びに職員の退職金や加入している一部事務組合が起債した借入金の返済額など、将来に

わたって負担しなければならない金額の大きさをその地方公共団体の財政規模に対する割合であらわしたものです。

平成 28 年度決算におきましては、将来負担額から控除できる充当可能財源である財政調整基金など、積立基金の現在高が前年度比較で約 4 億 6,500 万円増えたことなどにより、その計算結果はマイナスの 21.6%となりました。ここでのマイナスの意味につきましては、将来負担額よりも充当可能財源等が大きいこと、つまり、現状におきましては町の積立基金などにより、先ほど申し上げました将来に負担すべき金額を賄える財政環境に現時点ではあるという状況になっております。当該記載欄につきましては、将来負担が生じているプラス数値の場合のみ数値が記載されますが、町ではマイナスのため、規定によりバー表示となっております。

ただいまご説明しました以外に報告書の評価内には括弧書きの数値が記載されております。こちらにつきましては備考欄記載のとおり、町における早期健全化基準であり、この 4 指標のうち 1 つでも数値が超えますと早期健全化団体となり、財政健全化計画を策定し、議会の議決を得ることが義務づけられるとともに、計画策定年度のみ個別外部監査が強制適用されます。町におきましては 4 指標のいずれも基準値以下となっており、健全な状態が保たれております。

先ほど申し上げましたお手元に配付しましたグラフでございます。ごらんいただきたいと存じます。この指標では 4 指標の推移状況をグラフにより示しております。縦軸は比率、横軸は決算年度を示しております、年度によっては若干凹凸もございますが、ここ 6 年間の堅調な推移が見てとれます。

以上で、報告第 2 号 平成 28 年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告についてのご説明を終わらせていただきます。

次に、報告第 3 号 平成 28 年度決算における奥多摩町資金不足比率の報告についてをご説明させていただきます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づきご報告するものでございます。

資金不足比率は、公立病院や下水道などの公営企業の資金不足を公営企業の事業規模であります料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。公営企業は独立採算の原則により必要な費用を自身の料金収入によって賄わなければなりませんので、公営企業会計の赤字や借金が大きくなって一般会計に大きな影響を及ぼさないよう、個々の収支、企業の経営状況を事前にチェックしています。

1枚おめくりいただきまして、平成28年度決算における奥多摩町資金不足比率報告書をごらんください。この表は、病院事業会計、下水道事業特別会計の順に記載してございますが、資金不足比率につきましては、公営企業会計における資金が不足しているのか、足りているのかを判断する指標であります。

資金不足比率の内容につきましてはそれぞれの会計における流動資産から流動負債を差し引いた額がマイナスになりますと資金不足ということで、計算式により比率計算を行った上で表上に記載しますが、プラスの場合は資金が足りているということで比率の表示は行わず、バー表示の記載をすることとなっております。

下段に括弧して20.0%と表記しているものが早期健全化基準でございまして、この基準を超えた場合には早期健全化団体と同様に、経営健全化計画の策定、個別外部監査等が求められます。

当町における公営企業等2会計の平成28年度決算における流動資産から流動負債を差し引いた額は、病院事業会計がプラス2億3,196万3,000円、下水道事業特別会計がプラス1,000円と、いずれの会計も資金不足の状況にはないことからバー表示の記載となっております。

以上で、報告第2号 平成28年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告について及び報告第3号 平成28年度決算における奥多摩町資金不足比率の報告についての説明を終わります。

○議長（須崎 眞君） 以上で、報告は終わりました。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 異議なしと認めます。よって、午後1時0分から再開とします。

午後0時3分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（須崎 眞君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

平成28年度の各会計決算並びに健全化判断比率、資金不足比率については、それぞれ監査委員の審査に付され、既に審査意見書の写しが配付されております。本日は、滝島代表監査委員にご出席をいただいておりますので、審査の経過及び結果についてご報告をいただきたいと思っております。滝島代表監査委員。

〔代表監査委員 滝島 勇一君 登壇〕

○代表監査委員（滝島 勇一君） 皆さん、こんにちは。ただいま決算審査報告並びに財政の健全化に関する審査報告のご指名をいただきました代表監査委員の滝島勇一でございます。お時間をいただきまして、ご報告申し上げたいと思います。

まず決算審査の結果についてご報告申し上げます。

このたび地方自治法の規定により、審査の対象となりましたのは、平成 28 年度の奥多摩町における次の会計の歳入歳出決算で、一般会計、都民の森管理運営事業特別会計、山のふるさと村管理運営事業特別会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計の 7 会計でございます。

また、地方公営企業法の規定により、審査の対象となりましたのは同じく平成 28 年度の奥多摩町国民健康保険病院事業会計、決算でございます。

審査実施日は、平成 29 年 8 月 2 日、3 日、4 日の 3 日間で、審査実施者は、師岡伸公監査委員と私、滝島でございます。

審査手順につきましては報告書に記載のとおりでございますが、平成 28 年度のすべての事務事業について決算審査を行い、各課長及び係長から所管事務事業のうち、主たる事業の必要性、有効性につき意見聴取を行い、あわせて職員の担当者意識についてもヒアリングを行いました。

次に、審査結果ですが、平成 28 年度の奥多摩町における全 8 会計の決算書類は関係法令に準じて作成されており、関係帳簿及び会計伝票並びに証票類とも照合の結果、決算の計数に誤りはなく、預金残高とも符合し、基金の運用状況及び予算の執行も適正かつ正確であり、歳入歳出とも妥当であったことを認めます。

次に、審査概要ですが、お手元の審査意見書 2 ページの (1) 一般会計から 5 ページの (9) 基金の状況までにそれぞれの会計における状況と内容について記載してございますので、恐れ入りますが、詳しい説明は割愛させていただきます。また、個々の会計の審査意見につきましても 6 ページから 7 ページに記載してありますので、ご参照いただくこととし、総括的なことを申し上げ、審査意見の報告とさせていただきます。お手元の審査意見書 7 ページから総括として記載してありますので、ご参照いただきたいと思います。

平成 28 年度は第 5 期長期総合計画の 2 年目に当たる年であったが、自主財源である町税の歳入に占める割合は 11.2%で、相変わらず減少傾向にあり、財源を国・都に依存する割合が依然として高く、歳入は前年度比 1.5%の減、歳出も 1.4%の減となった。しかし、全体としては前年に引き続き財政は健全に推移し、財政調整基金を 1 億 9,900 万円、減債基金を 6,100 万円積み増すことができた。そしていなか暮らし支援住宅、若者定住応

援住宅、町営若者住宅等の提供により、少子化対策と定住化対策に取り組み、大きな成果を上げることができた。また、拡大する一方の福祉・介護関係の負担に限られた人数で辛抱強く対応された職員各位に深く敬意を表したい。

さて懸念事項としては、やはりはとのす荘を指摘せざるを得ない。開業以来2年を経過してもはかばかしい実績は上げられていない。問題の本質は、はとのす荘の立ち位置と指定管理者制度にあると思われる。官業の本質は住民福祉の追求にあり、民業のそれは利益の追求にあることは論を俟たない。過去からの一貫性と公平性を重視する立場と、将来を見据え、柔軟に変化せざるを得ない立場とは全く住む世界が異なると言える。旧鳩ノ巣荘は国民宿舎として官業の側面を有していたが、今のはとのす荘にそれはない。あくまでも民業のホテルである。したがって、国民宿舎からホテルへの業態転換が不慣れた民業への参入であることから、その難しさを十分に認識する必要があった。

また、運営形態として管理委託にすぎない指定管理者制度の採用が適切かどうかを検討する必要があった。本来ハードとソフトは一体のもので、開業当初から管理を外部に委託することは民間ではあり得ない。しかし、現実には時間に追われて、それらを十分に検討したとは言いがたく、結果的に民業の領域に参入し、奥多摩総合開発を管理者として指定管理者制度を採用した。しかし、奥多摩総合開発は町が資本の過半を持ついわゆる系列会社であり、国民宿舎の管理中に目立った齟齬がなかったとはいえ、リスクテイクの経験に乏しく、ホテル経営にふさわしい人材を備えているとは到底言えない。それを補うために経験豊富な支配人と料理長を採用したが、残念ながら彼らを管理する側に能力が欠けているため、彼らを十分に生かし切れていない。

そこで建物の賞味期限が切れないうちに現状をよく理解し、ホテル業に詳しい人材を発掘して経営を委ねるか、新たな指定管理者を募集するかのいずれかにより、手遅れにならないうちに早急に手を打つ必要がある。

また、奥多摩総合開発の経営は、氷川と川井キャンプ場を稼ぎ頭として、ここ数年比較的安定しているが、主要施設を預かる者としては町観光業全般に対する視点を本来持つべきである。しかし、それを有するようには見えない。ここにも適切な人材を送り込み、キャンプ場の集客力を町全体で利用し、他の組織と協働して観光業全体の底上げを図り、雇用拡大につなげるべきである。足下のチャンスを逃さないために英断をもって対処されることを望みます。

次に、先ほど報告がなされましたが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、審査に付されました平成 28 年度奥多摩町における健全化判断比率算定書類及び

資金不足比率算定書類に関する審査の結果についてご報告申し上げます。

審査実施日は平成 29 年 8 月 22 日で、審査実施者は師岡監査委員と私でございます。

審査手順につきましては、報告書に記載のとおりでございます。

また、審査結果につきましては、算定基礎事項を記載した書類と総括表とを照合の結果、計数等はすべて正しく、適正に書類が作成されていたものと認めます。

以上をもちまして、平成 28 年度の決算審査並びに財政の健全化に関する審査結果につきましての議会報告とさせていただきます。お時間をいただきまして、まことにありがとうございました。

○議長（須崎 眞君） 以上で、滝島代表監査委員の報告は終わりました。滝島代表監査委員、大変ご苦労さまでした。あわせて議会選出の師岡監査委員につきましてもご苦労さまでした。

お諮りします。ただいま上程の認定第 1 号から認定第 8 号までについては、議長及び議会選出監査委員である師岡議員を除く委員 10 名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、本件については決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定しました。

ここで決算特別委員会委員長の互選のため、暫時休憩とします。休憩中に決算特別委員会の正副委員長の選出を行い、ご報告を願います。

午後 1 時 11 分 休憩

午後 1 時 15 分 再開

○議長（須崎 眞君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に決算特別委員会の正副委員長の選出が行われたので、その結果を事務局長より報告させます。事務局長。

○議会事務局長（澤本 恒男君） 休憩中に決算特別委員会の正副委員長の選出が行われたので、その結果を報告をいたします。決算特別委員長に 4 番、清水明議員、同副委員長に 8 番、高橋邦男議員、以上のとおり選出されました。報告を終わります。

○議長（須崎 眞君） 以上のとおり決算特別委員会委員長は 4 番、清水明議員、副委員長は 8 番、高橋邦男議員に決定しました。会期中に審査が終了するようお願いいたします。

次に、日程第 23 報告第 4 号 奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価、平成 28 年度分の報告について報告を求めます。教育課長。

〔教育課長 原島 政行君 登壇〕

○教育課長（原島 政行君） 報告第4号 奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価、平成28年度分の報告についてご説明させていただきます。この報告は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を報告するものでございます。

報告書の1ページをお開きください。第1の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について、第2の施策及び事務事業の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針についてにつきましては、この報告書を作成するに至った経緯、点検及び評価についての目的や実施方法について記載しております。

3ページをお開きください。第3といたしまして、平成28年度におきます教育委員会の活動状況についての報告でございます。3ページから5ページ上段までは毎月開催しております教育委員会定例会及び臨時会の会議内容を、5ページの途中から7ページにつきましては学校行事、外部への視察等の活動内容について記載しております。

8ページをお開きください。第4といたしまして、教育委員会が平成28年度に取り組みました教育行政の基本となる教育目標及びこの目標を達成するための5つの基本方針を掲載しております。

9ページをお開きください。第5といたしまして、第4で掲げました5つの基本方針に基づき取り組みました教育施策としての25の重点項目をそれぞれの基本方針ごとに掲載をしております。

12ページをお開きください。12ページから32ページまでは町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価となります。第5で定めました25の重点項目ごとに各分野で取り組みました具体的な事務事業について点検し、自己評価をしております。評価につきましては、それぞれの施策・事務事業ごとに点検結果といたしまして2ページの別表にございますように、二重丸が事務事業の取り組みが順調に行われているという記号でございます。以下、丸はおおむね順調である、三角はやや順調でない、バツは順調でないという評価でございます。その点検結果の右側にそれぞれの事務事業についての取り組み概要等を記載しております。

12ページにお戻りください。この表では基本方針1の重点項目1につきまして評価をしております。まず人権教育の推進と教員の意識の向上につきましては、点検結果といたしまして、おおむね順調に実施している。その下の特色ある教育活動の推進につきまして

は、順調に実施しているという自己の点検結果となっております。

それ以降 32 ページまで、それぞれの基本方針で定める重点項目につきまして、その項目に沿って実施した事業につきまして同様に評価をしておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

なお、今回の点検評価につきましては、平成 28 年度に実施した事業について平成 28 年度末の状況で評価をしておりますので、きょう現在の状況と相違しているものもあろうかと思いますが、ご理解をお願いをいたします。

次に、33 ページをごらんください。教育委員会は、地方行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 2 項の規定により、毎年その権限に属する事務の執行状況につきましてみずから点検及び評価を行い、これを教育に関し、学識経験を有する方の意見を聞くことが義務づけられており、その意見聴取の結果でございます。

今回は、点検評価員といたしまして人権擁護委員及び奥多摩日本語学校校長の原島貞夫氏、文化財保護審議会委員の小林奈都美氏のお二方をお願いをいたしました。意見聴取をしている中で教育委員会の事務事業の執行につきましてさまざまな意見を頂戴いたしましたので、その内容につき掲載をさせていただいております。

以上、平成 28 年度分の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の概要につきましてご報告をいたしました。教育委員会では、この報告書を図書館等の施設で公表し、住民皆様からも広くご意見をいただき、点検評価委員から頂戴したご意見とともにこれからの教育行政の適正な事務の管理と執行に生かしていきたいと考えております。

以上で、報告第 4 号 奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価、平成 28 年度分の報告について説明とさせていただきます。

○議長（須崎 眞君） 以上で、報告は終わりました。

次に、日程第 24 議案第 43 号 小丹波（桜久保）地内若者住宅建設工事請負契約についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

〔企画財政課長 山宮 忠仁君 登壇〕

○企画財政課長（山宮 忠仁君） それでは、議案第 43 号 小丹波（桜久保）地内若者住宅建設工事請負契約についてご説明させていただきます。

提案の理由でございますが、予定価格が 5,000 万円以上となる契約であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、昭和 39 年条例第 16 号第 2 条

の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

1、契約の目的は、小丹波（桜久保）地内若者住宅建設工事でございます。

2、契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。

3、契約の金額は、6,181万9,200円でございます。

4、契約の相手方は、東京都西多摩郡奥多摩町丹三郎 18 番地、株式会社山田工務店代表取締役、山田隆雄氏でございます。

入札調書につきましては、議案書の次に添付してございますので、ご参照をいただきたいと存じます。

なお、本請負契約につきましては、去る 8 月 25 日に入札を執行いたしまして、現在仮契約を結んでおります。本日議決をいただきますと、9 月 6 日が本契約となります。

工事概要につきましては担当課長よりご説明をさせていただきます。

ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） それでは、議案第 43 号の工事概要についてご説明させていただきます。

入札調書の次のページをお開きください。工事概要となります。

工事件名につきましては、小丹波（桜久保）地内若者住宅建設工事でございます。

工事場所につきましては、奥多摩町小丹波 162 番地 1 でございます。

工期は、平成 30 年 2 月 28 日まででございます。

工事概要につきましては、木造 2 階建て 2 棟 4 戸、建設面積は 232.88 平方メートル、約 70 坪で、平成 28 年度に建設しました長畑災害住宅と同じ間取りとなります。1 階 LDK 約 7.5 畳、2 階 6 畳 2 間のメゾネットタイプでございます。1 戸の坪数は 1 階 2 階合わせまして約 35 坪で、1 戸につき 1 台の駐車場が完備されております。

次のページをお願いいたします。案内図でございます。場所は、学校給食センター下の町営若者住宅として購入した土地に建設行うものでございます。

次のページをお願いいたします。配置図でございます。図面左側の斜線部分が進入路で、中央にある赤線で示してある建物が下段に A 棟、上段に B 棟、それぞれ 1 棟 2 戸を建設し、駐車場は建物の上部に 2 台と下部に 2 台の計 4 台を設置するものでございます。また、図面最上部にありますスペースは、遊び場等に活用できるスペースとして確保しております。

次のページをお願いいたします。左側が 1 階部分で、右側が 2 階部分の建物の平面図でございます。

次のページをお願いいたします。左側が南北で、右側が東西の立面図でございます。

以上で、議案第 43 号の説明を終わります。ご審議をいただきましてご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（須崎 眞君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 43 号の質疑を行います。質疑はありますか。5 番、小峰議員。

○5 番（小峰 陽一君） 小峰です。

小丹波の住宅と似たような格好になっているんですけど、小丹波の人たちのちょっと意見聞いたら、やっぱり 1 階の居間ですかね。そこの前を通過して玄関入るといのがやはり部屋をのぞかれるというか、そういう意識があつて、もうちょっと工夫してもらいたいなというふうな意見を聞いたことあるんですけど、その点はどうですか。

○議長（須崎 眞君） 地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） 小峰議員のご質問にお答えしたいと思います。

今、質問された内容でございますが、そのような意見も聞いてはおりますが、限られたスペースの中で、予算を使わないような形で前年度その図面を利用しながら設計してありますので、また不便な部分については改善できるのであればしたいと思いますけど、とりあえずこのような図面の契約内容で契約しておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（須崎 眞君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 43 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 43 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 24 議案第 43 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第 43 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 25 議案第 44 号 自治功労者の決定に同意を求めることについてを議題

とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 井上 永一君 登壇〕

○総務課長（井上 永一君） 議案第 44 号 自治功労者の決定に同意を求めることにつきまして提案のご説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、奥多摩町表彰条例第 3 条の規定により清水典子氏、鈴木賢一氏を表彰したいので、同条例第 9 条第 1 項の規定によりまして議会のご同意を求めますのでございます。

自治功労表彰につきましては、町表彰条例で知事表彰を受けた者が退職し、その功績が極めて顕著であった者並びに自治の振興に多大な貢献があった者に対して行うと定めております。

清水典子氏及び鈴木賢一氏の経歴等につきましては、お手元に配付いたしました略歴書のとおりでございます。

議案書を 1 枚おめくりください。まず清水典子氏ですが、奥多摩町棚沢 777 番地 1。年齢は 71 歳でございます。清水氏は、平成 7 年から平成 27 年まで連続 5 期 20 年間議員としてご活躍され、この間、議長を 2 期 4 年、監査委員、常任委員会委員長を歴任されたほか、政策審議会委員、女性行動計画検討委員会委員長等、幅広く町の自治振興発展に多大な貢献をされました。

1 枚おめくりください。次に、鈴木賢一氏ですが、奥多摩町氷川 701 番地。年齢 79 歳でございます。鈴木氏は、平成 11 年から平成 23 年まで連続 3 期 12 年間議員としてご活躍され、この間、議長、副議長、常任委員会委員長を歴任されたほか、消防団副団長、一般財団法人奥多摩観光協会会長など、幅広く自治振興発展に多大な貢献をされました。

清水氏及び鈴木氏の業績につきましては、皆様が等しく認めるところでございまして、奥多摩町表彰審査委員会にお諮りいたしましたところ、全員一致の賛意の答申を得ましたので、奥多摩町表彰条例第 9 条第 1 項の規定により議会のご同意を求めますのでございます。

なお、本日ご同意をいただきましたら、本年 11 月 3 日に予定しております町功労者表彰式におきまして表彰をさせていただきますと存じます。

ご審議をいただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

○議長（須崎 眞君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 44 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 44 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 44 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須崎 眞君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 25 議案第 44 号について同意をすることに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須崎 眞君) 起立多数であります。よって、議案第 44 号については同意されました。

次に、日程第 26 議案第 45 号 奥多摩町教育委員会委員の任命の同意を求めることについてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

[総務課長 井上 永一君 登壇]

○総務課長(井上 永一君) 議案第 45 号 奥多摩町教育委員会委員の任命の同意を求めることについて提案のご説明を申し上げます。

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により議会のご同意を求めるものでございます。

住所でございますが、奥多摩町海沢 455 番地。氏名、三富隆行。生年月日、昭和 34 年 8 月 7 日生まれでございます。

理由ですが、教育委員会委員、三富隆行氏が平成 29 年 9 月 30 日をもって任期満了となりますので、その後任として同三富隆行氏を教育委員会委員として任命いたしたく、議会のご同意を求めるものでございます。

三富隆行氏の学歴、職歴、経歴等につきましては、お手元の略歴書のとおりでございます。

三富隆行氏は、平成 21 年 10 月 1 日から教育委員会委員を務められておりますが、この委員として人格、識見ともに適任でございますので、引き続き任命いたしたく、議会のご同意をお願いするものでございます。

ご審議をいただき、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。提案の説明といたし

ます。

○議長（須崎 眞君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 45 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 45 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 45 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

なお、採決は無記名投票により行います。

議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（須崎 眞君） ただいまの出席議員は 11 名であります。

次に、開票立会人を指名します。会議規則第 30 条第 2 項の規定により、開票立会人に 9 番、原島幸次議員、10 番、村木征一議員を指名します。

投票用紙を配付させます。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（須崎 眞君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。日程第 26 議案第 45 号、三富隆行君を奥多摩町教育委員会委員に任命することについて、これを同意することを可とする議員は賛成に、否とする議員は反対を表し、投票箱に投票をお願いします。それでは、1 番、木村圭議員から順次投票願います。

（投票）

○議長（須崎 眞君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

続いて開票を行います。9 番、原島幸次議員、10 番、村木征一議員に立ち会いをお願

いします。

(事務局開票作業)

○議長(須崎 眞君) それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 11 票。有効投票数 11 票。有効投票中、賛成票 11 票。以上のおおりの賛成が多数であります。よって、三富隆行君を奥多摩町教育委員会委員に任命することについては、これを同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(須崎 眞君) 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

なお、本会議 2 日目は、明日 9 月 6 日午前 10 時より開議しますので、ご承知おきください。

本日はこれにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後 1 時 47 分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員